

平成20年3月 定例教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会3月定例会が、平成20年3月28日、午後13時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
 - 報告第1号 主な行事等報告について
 - 報告第2号 4月の行事予定等について
 - 報告第3号 後援・共催について
 - 報告第4号 塩尻市立体育館におけるアスベスト除去工事について
 - 報告第5号 平成20年度学校給食費改定について
 - 報告第6号 4月1日付け人事異動内示について
 - 報告第7号 校長教頭の人事異動について
 - 報告第8号 高校入学試験結果について
- 4 議 事
 - 議事第1号 塩尻市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則
 - 議事第2号 塩尻市教育委員会等の公印規則の一部を改正する規則
 - 議事第3号 塩尻市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
 - 議事第4号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
 - 議事第5号 塩尻市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
 - 議事第6号 塩尻市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則
 - 議事第7号 塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
 - 議事第8号 塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則
 - 議事第9号 塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令
 - 議事第10号 塩尻市教育相談員設置要綱の一部改正
 - 議事第11号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について <非公開>
- 5 その他
 - その他第1号 塩尻市家庭児童相談室運営要綱の一部改正
 - その他第2号 平成20年度教育委員会関係行事等予定(案)について
- 6 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	岡 本 た ま	委員	村 田 茂 之
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	御 子 柴 敏 夫	こども教育部次長	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長	白 木 進
平出博物館長	小 林 康 男	短歌館館長	小 澤 潔
図書館長	内 野 安 彦	スポーツ振興課長	竹 原 次 男
男女共同参画課長	山 田 昭 文	人権推進室長	小 穴 利 美

事務局出席者

教育企画係長	青 木 実
--------	-------

1 開 会

百瀬委員長 それでは定刻になりましたので、これから3月定例会教育委員会を始めます。よろしくをお願いします。それでは、次第に従いまして進めたいと思います。

2 前回会議録の承認

百瀬委員長 次第の2番、前回会議録の承認をお願いいたします。事務局からお願いいたします。

青木教育企画係長 1月定例会会議録、2月定例会会議録につきまして、最終確認が済みでありますので、のちほど御署名をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

百瀬委員長 のちほど署名を、ということですが、よろしゅうございますか。それでは、そのようをお願いいたします。次第3番、教育長報告に入ります。はじめに教育長から総括的にお願いいたします。

3 教育長報告

藤村教育長 早いもので、今回が今年度最後の定例会教育委員会ということになっています。先日、委員の皆さん方、部長さん方も参列していただいた各小中学校の卒業式ですが、それぞれ工夫を凝らし、たいへん感動的な、子どもたちの心に残る、すばらしい卒業式が各校で行われたのではないかと思います。子どもたちも、中学校、高等学校へ入学する、あるいは、それぞれ1年ずつ進級するというような中で、卒業式を通して、夢や希望を描きながら楽しく始まる生活を思い馳せていたのではないかと、そのように思います。

また、現在、各学校が新入生を迎える準備でたいへん忙しいと思いますけれども、着々と、準備が進められているというように思います。学年、年度が変わるこの時期というのは、別れの季節、あるいは出会いの季節であります。平成19年度末の人事異動は、管理職、それから一般の教職員、それぞれが新聞報道等で発表されました。今日も、それぞれ教職員、管理職、教頭、校長の関係、それから、市の教育委員会事務局の人事異動についてもあとで報告があるかと思いますけれども、校長、教頭の人事につきましては、学校長では定年退職が3名、1名が異動ということで、4名の転退任、それから教頭は6名が代わるということで、3名が校長昇任、あと3名は教頭で異動する、そのような状況であります。従いまして、4月1日には、新しい校長が4名、それから新教頭が6名ということで、また新たな出会いがあるということでもあります。また、この教育委員会事務局ですけれども、出先は別として、今回の異動では、他部局から9名の職員の皆さんが事務局へ入ってくることになる、そういう状況です。そのようなことでありまして、この時期、特に人生というのは人と人との出会いかなということを実感する、そのような時期であります。これは、どこかで言ったかもしれませんが、考えてみれば、日本だけに限ってみても1億2千万人くらいの人口でしょうか。そういう中で、ある特定の人々と出会って、また、その人々といろいろな関係を持つということ、これは、考えてみればたいへん不思議なことだと感じます。この出会いという現象は、単なる偶然以上の、何か人間には計り知れない力が働いているのではないかと考えたのが、仏教における、縁、えにしの思想であると言われております。このように、出会いが、縁あってのことで、いろいろな人との繋がりであるというように考えると、やはりお互いに、この出会い、あるいは人と人との繋

がりということを謙虚に喜び合って、また、その心で誠意と熱意を持って、お互いの繋がりを更に強めていくという、そういう心構えと言いますか、そういう気持ちが大事なかなと感じます。そういうお互いの繋がりを強める中で、また新たな力が生まれてくるのではないかと思います。この出会いの時期というのは、しっかり大切に受けとめていくことが大事なかなと、そのようなことを思っています。

それでは、報告事項がいくつかあるわけですが、ここに上がっていないことで、1点だけ報告をさせていただきたいと思います。これは、両小野地区の小中一貫校の構想についてであります。先日、組合の小学校及び中学校の組合の議会が開かれまして、その中で、小中一貫校についての質問がありました。この一貫校の構想が出てきている経過及び今後どういう取り組みを考えているかというような質問であり、この発端を作った北小野振興会の現在の会長で、辰野町の町会議員でもある宇治議員から、そのことについて回答がありました。細かいことは省略しますが、小中一貫校は、両小野地区の少子化というような状況で、学校の存続も危ぶまれるような状況がくるのではないかという危機感の中で、何とか教育に関心を持って、子どもたちにしっかりした教育が出来るようにというような思いで、この構想が出てきたというように理解をしているわけです。この一貫校の構想については、振興会、あるいは小中のPTAとか、そういう皆さん方が中心になって、小中一貫校構想懇談会というのを作って、そこで検討してきたものについて、地域の皆さんへの説明会というのを、かなり回数を重ねてきているという、そういうような御報告がございました。今後は、それらの説明会を聞いた住民の皆さんの意向調査を、アンケート等によって把握して、一貫教育というものをぜひ進めるべきだというような方向性ができれば、行政主導の検討委員会の設置をして進めていきたいというような答弁があったわけですが、行政主導の検討委員会ということについては、これは、なかなかむずかしいというように私は受けとめたわけです。要するに、一貫教育の中身というものを、やはりしっかりしていかなければ、ただ、小中を一つにして教育するという、そういう建前だけ言っても実際には始まらないのであって、大事なことは、そういう一貫校という概念的なものではなく、やはり中身の問題として、学校のカリキュラムから始まって、ではどういう教育をするかという具体的なものをしっかりやっていかないと、これはなかなか実現しないということになると思います。行政主導の検討委員会、こういう考え方がどうかというと、少し疑問があるわけですが、これから、いずれにしても、組合の教育委員会では、それが一つの大きな課題になってくるということです。この一貫教育構想というのは、文科省の新しい学習指導要領の中でも、そういう方向を模索しているというような面もあります。一貫教育の必要性というようなことを訴えていますので、これは、ただ単に、両小野地区の問題だけではなくて、塩尻市の問題としても捉えていかなければいけない課題であるというふうに考えると、これからどのように進めていったらいいか、これから検討していかなければいけない大きな課題かなと受けとめているところであります。以上です。

報告第1号 主な行事等報告について

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。それでは続いて報告第1号をお願いいたします。主な行事等報告についてお願いいたします。

竹原スポーツ振興課長 私から、生涯学習部行事報告、1ページでございます。2件ございます。2件とも講習、講座の関係でございます。一番上でございますけれども、本年度2回目の健康

体力づくり指導者養成講座ということで、5回にわたりまして指導者を養成する講座ということで、企画して実施をさせていただきました。この講座修了後、チャレンジ・ザ・ゲームという、一般向けに誰でも出来るものでございますが、そういうものを普及させていく資格を取得するというので、4名の方が資格を取得していただきましたので、非常に良かったかなと思っているところでございます。

それから、下にあります健康体力づくり指導者講習会、これは半日でございますけれども、単発的なものでございますが、佐久平総合リハビリセンターの中村先生にお出でをいただき、皆さんを惹きつけるようなお話をいただきながら、実技も若干交えてということで、講演をいただきました。非常に、参加された皆さん方も、本当に聞いて良かったというような感想をお持ちになったと私もは見ております。1部、2部に分けまして、2部は、吉田小学校の竹中校長先生でございます。長年、県のレクリエーション協会の関係で、コーディネーターとして、聞くところによりますと、15年ぐらい携わっているそうでございます。皆さん方にお教をいただき、どんな具合にゲームをするかというように、実際に点を付けながら、参加者に実際に経験をしていただくというようなことをしていただきました。私どもの感想としましては、そういうものを年々企画することによって、一人でも多くの方が地域の中で活動していただける、そうなるのが願いでございまして、本年度はこのようなかたちになりましたので、実施をしてよかったと、また来年、新たに企画しながら考えていきたいと思っております。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。以上2点ですね。質疑等ございましたら、お願いします。ありませんか。なければ次に進みます。

報告第2号 4月の行事予定等について

百瀬委員長 報告第2号、4月の行事予定等について。事務局からお願い致します。

樋口こども教育部次長 はい。よろしくお願いいいたします。1日、火曜日ですけれども、午前9時から着任校長教頭辞令交付式がありますので全員の御出席をお願いいたします。3日、木曜日には保育園の入園式を行います。4日、金曜日ですけれども、午前8時30分から小学校入学式、午後1時から中学校入学式がありますのでよろしくお願いいいたします。引き続きまして、午後3時30分から臨時教育委員会を開催いたします。16日、水曜日ですけれども、午前10時から市町村教育委員会連絡会議がありますので、委員長さんの出席をお願いいたします。22日、火曜日に全国学力・学習状況調査が行われます。24日、木曜日ですけれども、午後1時30分から定例教育委員会、引き続きまして午後5時半から、教育委員会歓送迎会を開催いたしますので御出席をよろしくお願いいいたします。以上です。

百瀬委員長 生涯学習部関係。

白木生涯学習部次長 生涯学習部です。10日でございます。塩尻市芸術文化振興協会総会、2年目になりますけれども、午後7時から総会を行います。それから、11日、午後6時半からですけれども、体育指導員・スポーツ普及員の委嘱が行われます。教育長さんに御出席をお願いいたします。15日の火曜日、午後3時からですけれども、第1回文化財保護審議会を開きます。教育長さんの御出席をお願いいたします。19日の土曜日です。午後2時からですけれども、PTA親子文庫運営委員会、図書館ですけれども、教育長さんをお願いいたします。それから、23日からでございますけれども、5月25日までですけれども、ふるさとゆかりの

歌人展が短歌館で開かれます。以上です。

小林平出博物館長 一つお願いします。24日の教育委員会が終わったあとの歓送迎会の関係ですが、これは平出博物館が幹事でやらせていただきますが、例年ですと教育委員会全体でやっております、非常に人数が多かったわけですが、今年度からは、1月に新年会をやったときのようなかたちで、ここに出席している職員と教育委員の先生方とで歓送迎会をしたいということで、あと、職員全体のものは各部でやるということで、少しやり方を変えさせていただきますので、御了承をいただければと思います。

樋口こども教育部次長 追加です。落としましたが、16日、水曜日ですけれども、午後5時45分から校長・教頭歓送迎会を中信会館で開催いたしますので、全員の御出席をお願いいたします。以上です。

百瀬委員長 よろしいですか。質疑等ございましたら。ありませんか。それでは、次に移ります。

報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 報告第3号、後援・共催関係でございます。説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長 それでは、3ページになります。受付番号49、50、51と、それぞれでございます。後援3本ということでございますけれども、例年のものがございますので、後援をしていきたいということでございますのでよろしくをお願いします。

白木生涯学習部次長 生涯学習部、社会教育課、受付番号48番から53番まで、6件ございます。その中で、特に51番に浜横川鉱山特別資料展というのがございます。これにつきましては、市内に博物館があるのですけれども、民間の博物館として地球の宝石箱がありまして、これは辰野町の横川峡といいますか、川島から入ったところにマンガン鉱を掘っていた浜横川鉱山が、全国で産出量が飛び抜けて多かった時期があるということです。その特別展を開きたいということで、3月20日から5月31日まで希望が出されました。後援をすると共に、ぜひとも、委員の皆さんも一度訪れていただきたいと思います。以上です。

竹原スポーツ振興課長 その下の第28号でございますが、毎年開催されております、岡谷市がメインでございますが、第10回塩嶺王城パークライン10マイルマラソン大会の後援でございます。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。質疑等ございますか。ございませんか。それでは、次へ進めます。

報告第4号 市議会3月定例会報告について

百瀬委員長 報告第4号、平成20年塩尻市議会3月定例会報告です。1、2とございますが、議案関係については、この前の、2月定例会教育委員会で御説明をいただきましたので、それが可決されたというのが1件です。2番目は別紙にございます事後処理調書であります。今、委員の皆さんはすでにお読みいただいていると思いますので、特に、こども教育部、生涯学習部で、これだけはぜひ委員が心得ていて欲しいというようなことがございましたら、発言していただければと思います。

加藤教育総務課長 資料に議案番号の26号がございますけれども、たいへん申し訳ございません。奨学金貸付金の特別会計予算は、25号でございますので、ミスプリントでたいへん申し訳ございません。よろしくをお願いします。

百瀬委員長 議案第25号ですね。

加藤教育総務課長 はい。26を25に訂正いただきたいと思います。

百瀬委員長 そのように訂正を。5ページの部分です。

御子柴こども教育部長 それでは、こども教育部の関係では、資料には何人かの議員さんの一般質問、並びに委員会審査の関係を何ページもつけてございますが、傾向としましては、今、食の安全安心の問題がマスコミ等でいろいろ取り上げられている関係等もございまして、食育等、給食に関わる御質問が、五味議員、山口議員、それから石井新吾議員と3人出ております。具体的には、給食費の見直しにつきましては、あとで報告事項に出てまいりますので略しますが、食育につきましては食育基本法というのが出来たわけですが、それを各市町村でどう取り組んでいくかということをも市民環境部が事務局で、今、庁内のプロジェクトを組んでおり、具体的に実践ということになりますと、たぶん、こども教育部の学校、保育園が実践の場になるかと思えます。その関係につきましては、それぞれ食糧の自給の問題で、全部、米飯給食にしたかどうかとか、いろいろな意見がありますが、父兄に、どのような負担でどこまでやるかというのは、例えば、6ページ目にありますが、五味議員の一番目の丸の質問のところに、義務教育の費用について、なるべく限りなく減らすべしという人と、ある程度負担してもきちんとしたことをやれと、父兄全員にアンケートを取れば、たぶん意見がわかるようなこともございますので、そのへんは、これから食育の問題を給食に絡めて、どういう形で取り組んでいくのかは、一つの課題であろうかというふうに認識しております。

そのほかは、8ページの小野光明議員の小中一貫構想につきましては、今、教育長さんの話がありましたので省きますが、これも、塩尻市の教育委員会としても、新指導要領との対応を含めた中でも、どういうふうに位置づけていくか、市内でも榎川地区など、そういう所もありますので、それは課題であろうかと思えます。

あと、委員会では、有害自販機の条例につきましては、報道のとおり、委員会は委員長を除きまして4対3で可決になりまして、本会議では御承知のとおりでございますので、それに絡みまして一般質問と委員会の審査でもございましたけれども、そのへんは省かせていただきます。

主には、そのようなところでございます。こども教育部が19ページまでたくさんつけてございますが。

丸山生涯学習部長 生涯学習部は、20ページからあとをお願いします。20ページの関係で、金子議員から古文書室があるということを知ったので、それを知らせて欲しいという内容でした。平成13年に作って、今、17種類、8,000点が所蔵されているというお話です。手狭になってきているということで、今後どのようなことを考えているかということで、今、図書館が向こうへ行きますので、そのその後利用についても一つの選択肢に考えているという答え方をさせていただいてあります。

それから、21ページの小野議員ですけれども、各公民館、区の公民館ですけれども、この耐震診断と改修についてどうなっているかということです。耐震診断については、補助金を出しているのは下に書いてありますけれども、下の中段の在来工法による木造の一戸建て住宅に限って無料で行っているということで、公民館についてはやっていません。位置づけの中で、避難場所にしてあるかどうかということで、今、公民館は避難場所にしてありませんので、耐震の診断料は出ないということです。改修については、下から3行目のところにありますが、

塩尻市公共施設等建設事業補助金交付要綱がありまして、木造でしたらマックスで500万円弱くらいあるかと思えますけれども、そういった制度がありますので、それを使ってやっていただきたいという答えをさせていただいてあります。その右側のところで、2回目のところですけれども、今後、診断についてどうするかということですが、避難場所に指定すれば、一応、診断料は出しても良いということのようですけれども、区の公民館の場合、必ずしも避難場所に指定することの妥当性があるかどうかということが少し疑問で、例えば去年、一昨年ですか、檜川の公民館のように避難していたら、つぶれてしまった、どうなってしまうのかという可能性もあるものですから、少し検討をする余地があるかなというふうに考えております。今、66分館ありますけれども、旧耐震の設計をされたのが30分館です。その下、太陽光の発電の場合には上乘せがあるかということで、これはあると答えてあります。

次の22ページですが、古厩議員で新体育館について、市長のイメージは、場所等はどうするかということですが、市長は去年の6月にも答えてあります。この下に3点ほど書いてありますけれども、親しみ深いこと、健康づくりの拠点であること、防災の拠点と、この3つを言っております。今回はっきりしたのが、規模だとか場所については、平成20年度中に方向性を出していきたいという答弁をしておりますので、それに向けた取り組みをする必要があると思っております。

あとは委員会の質問になりますので、一読いただければと思っております。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いします。

丸山職務代理 9ページの、鈴木明子議員のスクールバスについてなのですが、実は、みどり湖地区について、こちらの答弁の要旨を拝見しましたけれども、区長さんからも話がありまして、今、子どもたちが6人ほどいるのですけれども、わざわざ毎日、朝晩、役員さんが国道まで連れて行っているということで、そういう住みにくさそのものが保護者にとっても負担になり、その結果同居せずに便利なところに別々に住まなければいけないという声も上がってくるという話です。あと、バスの大きさについても、小さくなくてもいいのではないかと。大型バスでスクールバスが運行されているようなのですが、実際に、それを利用する側の意見がどこまで反映されたのかということは、やはり、これだけのチェックでは判らないと思われましたので、実際はどうなのか、今後、もう変更の余地はないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

加藤教育総務課長 まず、相前後しますが、バスの大きさについてという部分でございます。小中が一緒に乗った場合には、現在、あの大きさでないと乗り切れないということでございまして、あのバスの大きさを使わせていただいているというのが現実でございます。なお、松本電鉄が通常の路線バスを撤退して、それを代替しているということでございまして、もし、新規にあれより小型のものを入れるとなると、3,000万円以上の投資を、当市がしなければならぬということになります。御存知のとおり、松本電鉄は新聞報道のとおりでございまして、新たな投資という部分については、今、考えられない状況であります。お叱りを受けるかもれませんけれども、みどり湖団地の皆さんが、具体的に、下柿沢のバス停まで、お子さんを送っていくということは、これはたいへん良いことかなとかんがえており、地域コミュニティ、または子どもを守るという視点の中で、これからはそういうかたちが重要と考えているところで、送り迎えというそういう部分が逆に負担だとかたちでなく、ごく普通に地域で見守っていくようなことが出来れば良いかなというような気がしているところです。逆に言えば一つ

の良いモデルかなというような気がしているところなのですけれども、先般、議会の中でも、そういうお話をいただいております。一応、バスを配置する基準は概ね4キロメートル以上ということで、スクールバスを運行しているわけですけれども、若干、ここは距離が足りない部分もございます。もう一つは、みどり湖団地まで、どうしてバスを入れないのだということですが、大型バスではなくて、小型バスにすれば入るのではないかとこの部分が・・・の言葉の中にもあるのではないかと思うのですけれども、仮に小型バスでも、あそこはけっこう坂が急で、一回みどり湖へ降りて、また上がって行って、東山へ上がるというコースとなります。そうすると、国道を東山から、3、4パーセントの勾配を、ぼんぼんと車が高速で走り降りてきているところを右折するわけです。現実には、あそこでバスの事故が何度も起きている状況もございます。安全を最優先とすることが最良と考えます。子ども達は今、既存の上柿沢のバス停を使って、地下の横断歩道を渡ってもらって、みどり湖まで下っていただくというかたちで御理解いただいているところがございます。このほかに、スクールバスが学校の前まで入れないかなどと、いろいろ課題もあるやにお聞きしていることもありますので、改善できるものは、今後、PTAの皆さん、小中学校の連絡調整をいただいて、運行ダイヤ等、利便性の高いものに変えていければということを考えているところです。答えにならないような部分もございますが御理解いただけたらと思います。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。よろしゅうございますか。

丸山職務代理 朝6時半という時間帯で、親御さんには送迎が出来ないということがあって、今のお話はごもっともなのですけれども、毎日のことで、それから、帰りの時間は6名ですけれども、時間帯を、いちいち学校から連絡を受けながら動かなくてはいけないという、自分に置き換えて考えますときに、やはり負担になるのではないかと。地域のつながりとしては確かに非常に良い環境ではあるのですが、それは強いられるのではなく自発的なものでなければならぬと思います。子どもの危険のことを考えたら、誰かがやらなければいけないということで、否が応でもその地区に課せられてしまうということについては、やはり考えていただけたらありがたいと思います。車の大きさにつきましては理解いたしましたのでわかりましたが、先ほど申しました親御さんの心的負担については考えていただきたいです。地域の方にお世話にならない地域に住むということについて、中からそういう意見が出てくるということ、ぜひ含んでいただけたら良いかと思えます。

百瀬委員長 よろしいですか。ほかに。

丸山職務代理 7ページの金子議員のメディアリテラシーの問題なのですが、配布いただいている文科省のメルマガの中にもありましたが、今、子どもたちの携帯電話のフィルタリングの必要性はもちろんです。それへのアクセスの問題より、それ以上に、ネット上のいじめの問題について、やはり緊急にやらなければいけないと思います。文科省でもそれについてのリーフレットを作ったということが、サイトを開きましたら載っていました。塩尻市も長畦先生が、有害サイトなど様々なケースについて講演会等でお話ししていただきましたけれども、それ以外に、いわゆるネット上のいじめについての研修とか、そういうことについても、もう少し声を上げていったら良いのではないかと思いますので、出来れば、教育委員会で考えていただけたらありがたいと思います。先日の、田川高校の痛ましい事件も、どうも裏にそういうものがあつたようですので、大人や親や先生にはなかなか見えにくいものです。実際に今、塩尻市内でも、小学生、中学生の携帯を持つ頻度が非常に高まっていて、電話会社でも使いやすいよ

うに、利用料金になるべく安くとか、親子同士の会話は0円であるとか、様々な工夫をしているために今後ますます持ち始めると思います。何か対策を講じていくことが必要ではないかと思いましたが、お願いしたいと思えます。

百瀬委員長 現状について、事務局から何か説明いただくことがございましたら。

加藤教育総務課長 具体的には、今、塩尻市内の小中学校は、携帯については、表向きといいますが、原則は禁止というふうな状況になっております。そうあっても、家庭で持つこともございますし、PTAの総会、または講演会等を通じて、フィルタリング、携帯の有害性の部分、や課題、高額請求等々についての啓蒙普及を、生徒、また親に対して出来る限り機会あるごとに実施しているという状況でございます。その中でも想定のつかない、今回の田川高校の、これが本当なのかわかりませんが、そのような報道も若干されているという部分がございます。個人を特定できる表現については、ネット、または携帯の中を検索して管理者へ削除依頼を出すというようなことで、今年度はトータルで10数件、削除できたことがございます。そういう中で、子どもも努力をいたしますし、地域、親も理解していただかないと、なかなか限界があるかと思えますので、これは地域的な、または市民上げてのそういう風土といいますが、情勢にしていけないといけないと思えますので、出来るだけピーアールをし、機会あるごとに講師をお願いをしていくというような部分で考えておりますのでよろしくお願ひします。

村田委員 6ページの農業行政についてという中の地産地消の推進についてお訪ねします。少し、表面的な質問なのですが、どれくらいの比率で地場産を使うかというところで、50パーセントとか、25パーセントとかありますが、これは何の比率なのでしょう。例えばグラム数であるとか、金額であるとか。

加藤教育総務課長 金額です。

村田委員 金額ですか。それで、農業政策をやるときには必ず地場産というような話が出てくるのですが、その中には学校給食における比率というのが必ず出てくると思うのです。そのへんのタイアップといいますが、受け皿である学校給食の側と農業サイドとの、その辺の接点というのは、どのような話がされているのでしょうか。

御子柴子ども教育部長 どちらにしましても、地産地消の学校給食を推進するためには、生産者と調理する側との間でコーディネイトが必要なのですが、塩尻市の場合は自校給食で、センター方式ではございませんので、促進する場合には、誰がどういう形で役割を担ってやっていくか、今後、さらにこの率を上げて行くには、そこが一番のポイントではないかと考えています。ただし、これは、行政の所管でいきますと、子ども教育部ではなくて、経済部の農業サイドということになり、農家の育成という話の中に、小規模農家に対する支援策として必要だということを、本会議で経済部長からも、他の議員のときに答えており、実際に中間に入るのは、両J Aなり、それから農業法人も考えられますので、そのへんとの調整も関係するかと思えます。

村田委員 この金額の比率ということなのですが、どこまで持っていけるものなのですか。これが今、かなり良いレベルなのか。

御子柴子ども教育部長 目標ということですか。

村田委員 はい。

御子柴子ども教育部長 たぶん平成16年ぐらいだと思えるのですけれども、市長の第1期目の公約に地産地消という部分が出てまいりまして、それで具体的に米飯給食から始まりまして、取

り組んできておりますが、そのときには、どこまで持っていく云々という全体の目標設定はしていませんので、今後、地産地消を進める中で、出来る限りだけではなくて、どこまでやるのかという話は出てくると思います。今のところ、目標設定はしてありません。

村田委員 細かい話になるかもしれませんが、ここでは、市内及び県内産という表現となっておりますね。どちらにウエイトを置いていくのかという部分もあると思うので、そこも含めて目標設定をお願いします。

それから、もう1点お願いします。12ページの地域見守りシステムですが、いろいろな説明会などが行われようとしているという話を聞いているのですが、地元の話を書き聞きますと、今まで、あまりうまく保護者に伝わっていない向きがあって、サービスレベルが違うのではないかという議論があったとか。これは、学校側との連携なのですが、説明会のときも学校側があまり出ていないというか、市の協働企画部の方が保護者に直接対応するというような感があって、それは学校側の捉え方というか、もしくは説明の仕方、立ち上げていこうという一つの動きに対して、現状どうなっているかというようなことをお聞きしたいと思います。

加藤教育総務課長 これは御存知かと思いますが、国のモデル事業として、予定では、今年の1月、または2月の頭くらいから試験運用が出来る予定で進んでおりました。しかし、子機を配布できたのが2月下旬から3月上旬で、まだ正式には、実際には、来年度から私どもが、運用関係についての、一般的な部分を私どもが請け負うわけでございますけれども、試用の期間がなく今現在に至ってしまっているというような状況でございます。実は昨夜も、協働企画部と打ち合わせ会議をやって、本日、見本が来るから、どのようなかたちで、私どもが、保護者の皆さんに説明出来るかたちを具体的にやっけていこうということで、私どもが動き始めたという状況でございます。携帯GPSと比べた場合、今回のシステムは地域限定されたもので携帯GPSとは異なっております。これは、行政がインフラ整備をした中で、こういうサービスがあります。必要な方はお使いくださいというスタンスで、学校で積極的にピーアールをしこれを携帯しなさいといったことは行っていません。子どもがどのようなルートで歩いたのか、危険に遭遇した時登録者にメールを発信し安全確認を行うというようなシステムということで考えているという状況でございます。それと、もう一つは、子どもが誤って発信してしまったといったときに、24時間いつでも連絡が行ってしまうことから学校へは連絡が行っていませんが

時間運用等の部分に問題を解決し通学の下校の時間帯のみが学校に入るということで、今、話を進めているところでございます。あとは、保護者のところで対応していただく、というような状況で進んでいる状況であり、せっかくのシステムでございますので、最大限に活用が出来るようなかたちで、今後、学校とも協力して考えていくというようなことでございます。

村田委員 企画の段階から、実際の形になって使っていくことで良い評価を出さないとたぶん先に繋がらないのです。ですから、そういう意味では、総合的な支援策というものが絶対必要なので、ぜひ、長短所あるかと思うのですけれども、運用の中でカバーするというようなことをしながら、成功に導いていただきたいと思います。

御子柴こども教育部長 きのうちも、信大の不破先生にも来ていただいて、一応、これを窓口として受けるこども教育部としては、およそ400人の方が7千円余の負担をしているわけですから、その方たちが、きちんと、これは安心安全対策として有効だという実績を作る、第2次の実証実験をやっているという位置づけで、きちんと1年やってみて、それでこれは良いという

話であれば、これは次の段階へのステップで、いわゆる民間で言えば実用化、そういう位置づけでいきたいという話で、それは教育委員会ですらそういう方針ならば、それで良いですよという確認を取ってありますので、とにかく始めは、これは良いシステムだから、どんどん広げて、ぜひ、やれば良いではないかという話になってはいますが、実際には、今、加藤課長が言ったように、いろいろと不安な点などがありますので、それが確立するまでは今年はその範囲でやってみたらどうかというつもりであります。

村田委員 その範囲というのは。

御子柴こども教育部長 例えば、利用者ですが、今度、入学してくる1年生にはどうするのかとか、いろいろ話はあるわけですが、今のところは、3月の卒業式の少し前に配られたところですので、そこでどのようなトラブルが出てくるのか、そのような話も含めた中で現システムの中で1年やってみて、それでもう一度検証してみて、次のステップを踏みたいという確認を昨日したところです。

村田委員 その利用者というのを見ますと、499人の内、20人ほどがキャンセルして、480名くらいになっているようですが、これは何パーセントになるのですか。

加藤教育総務課長 全体数ですか。

村田委員 10パーセントもいかないくらいですか。

百瀬委員長 これは小学校からですか。中学は対象ではないですね。

加藤教育総務課長 400人とすれば、4～5%というような状況です。

村田委員 エリアのカバー率、登下校ルートというように考えて、エリアのカバー率というのは今どれくらいなのですか。

加藤教育総務課長 市内全域の中では山間地を除いて、この広丘地区は、だいたい8割から9割がカバー出来ているという理解だと思えます。見通しの良いところは、だいたい電波が600メートルくらい、見通しの悪いところで300メートルから400メートルということでお聞きしております。

百瀬委員長 申し込んだけれど、実際には通じないという場合があるのですか。

加藤教育総務課長 エリア外の方が、そのエリアに入ったときからは繋がり、ぜんぜん効力がないうけではないのですけれども。

百瀬委員長 外れると。そういうことはあるわけですか。

加藤教育総務課長 ここまでは来たという軌跡は辿れると。

百瀬委員長 境界のところまで。

加藤教育総務課長 そうです。

村田委員 そういう意味で、来年度というか、さらに実用レベルを上げていくという予定でいらっしゃるかと。

御子柴こども教育部長 どちらにしましても、公費が、国費も含めて入っていますので、成功させる形に持っていかなければいけないというのは一致しています。ただ、こういうものも悪い評判が立つと、すべてがパーになってしまいますので、一つずつステップを上げていくのが良いのではないかという話で、昨日確認をしてあります。今まで、いきさつはいろいろあって、これを事業化する平成18年度からいろいろあった話も、協働企画部や信大の先生からも出ておりました。

加藤教育総務課長 将来的には、老人の認知症というのですか、徘徊などそういうところにまで

広げていければという部分もあり、私どもはこども見守りシステムではありますが、出来るだけピーアールし、実証実験の部分で効果が上がるようなかたちに向けていかなければいけないと思っております。

村田委員 一つの限られた地域の中の、スペシクなサービスになるわけですが、親から見れば、親のニーズがあって、一般サービスといえますか、警備会社がやっているようなものがありますが、ああいうものと対比になっているのです。そこで、本来ならば競っていただかなければいけないのです。自治体がやっているからといって甘えは許されないのです。補助金をもらっているからと。

御子柴こども教育部長 その発想、行政が窓口で行政がやるのだから、これは皆、平等に、エリア全部をやれという話があったらしく、現実の段階としては、両小野小を除いて全校、市の教育委員会の管轄の中は全部実施していますが、完璧なネットワークを張っていないですし、その部分もあるのです。今、言った、途中で途切れるとか。しかし、それはいろいろ使っている中に、これは必要で、こどもの安心安全のためには若干負担してでも必要だという話は、こちらがピーアールするのではなくて保護者に選択してもらおう。そういう形で一応確認いたします。初めは、このシステムは良いということでマスコミも捉えていますので、良いところばかりが表に出てしまっていますが、良いところばかりではなく、必ず欠点の部分もあるので、その部分は第2次の運用をしていきたいと思いますというかたちで進めるということです。

藤村教育長 これが非常に効果的だということになれば、今度は、平等という観点からいけば、やはり経済的な面で恩恵に浴せないということが出てくるので、また、難しい問題が生じてくるかなということは思います。

御子柴こども教育部長 例えば、これを持ったお陰で大事に至らなかったというような話があれば、それは保護者としては、数千円の負担であれば、ほかの人もと、そういう可能性はあるのですが、そのときに、子どもの環境を整備するのに、行政が税金をどこにどのように注ぎ込むのかというラインは、今回のこれだけの話だけではなく、給食費の話から、どこでも好きな保育園に入れられるようにしろとか、そういう話も含めて、どんどん広がってしまって焦点が定まらなくなってしまうのです。

村田委員 この問題は提起しておきますけれども、このシステムは、技術的なところからするとスペシクなプロトコルを使っています。数年後になったときに、これがずっと生き延びられるか。もしくはほかのサービスで、もっと良いものが出てきたときに、その切り替え策とか、時期のことまで考えておいてくださいということがあります。補助金でやったから良かったねということでは済まされないと思いますから。

御子柴こども教育部長 100パーセント補助の恐ろしさというのは良くわかっています。

百瀬委員長 これは、国の今年度の補助事業として、20年度でやっているのですか。

加藤教育総務課長 あくまでも19年度のモデル事業ということです。このモデル事業は全国で7、8か所あるようなのですけれども、これによる成果を検証し、今後新たな補助事業を国では起こしていきたいというような意向もあるようです。

御子柴こども教育部長 こうい分野に、行政が今までは手を出していない部分をパイオニア的にやり出しているという話は、良い悪いという評価はあるでしょうが、「トライアンドエラーでいきたいと思いますという部分は民間でやることで役所がやることではない」という考え方からは少し違う部分であり、その代表がSIPですので、そこはいろいろな考え方があると思います。

私どもは、そういう形を取ってきていますし、その一つの良い例になって欲しいということで、その窓口を、教育委員会が取りあえずはこのシステムの一つの活用として、そういう通学路のネットを張ってやる。これを成功させなくては、ほかの老人福祉だとか、そういう話には発展しない。また、それはそれで研究するでしょうから、そういうふうに見ていただきたいのです。私どもは、そう見て、市役所1本ということを受けて、取り組んでいます。

村田委員 はい。期待しております。

丸山職務代理 初歩的なことなのですが、見守りシステムというのは、親と学校と警察とか、そういうところとは繋がっているのですか。連携とはどこどこまでか、それがあつて、時間帯的なこともあると思いますが、要するに何かあつたときに実際に助けになるかどうかということです。システムがどこでどう繋がっていて、危ないという連絡はいくけれども、実際に警備会社が助けに来てくれるのか来ないのか、学校に連絡はいくけれども、先生がいなかったら警察に連絡するのが遅れたというのが過去にもありましたね。だから、これは実際に、どういふかたちでシミュレーションされ情報がどう動いて、どのように子どもが守られるのかをお聞きしたいです。

加藤教育総務課長 まず通学時間帯についてございます。通学時間帯、下校時間帯については、ひっぱることによって親のところには30秒くらいの間ですぐメールが入ります。

ひもを引っぱられて発信されると、何処どこ付近で発信されたらメールが親、メール登録者に入って、地図も出るようなシステムです。先ほど委員さんがおっしゃるような警備会社とも契約は特にしてはいない状況です。学校へメールが入るとすれば学校の対応が大変となることも予想されたので警備会社も当たりました。いつ何時あるかわからないものに対して、警備の車を配置するということになれば、数百万のコストが必要になりますということでありました。メール受信した保護者等が状況確認し、併せて学校へ連絡をしてという形が、4月以降正式に運用されていく形になります。

百瀬委員長 何か説明用の資料を前に見たような気がしますが、何かあつたでしょうか。

加藤教育総務課長 昨年春の定例教育委員会で、システム概要の資料を出してあります。

丸山職務代理 ただでさえ学校側が今大変だと言っているのに、そういう負担が加わることでいっそう大変だと思います。今後学校でそれを普及させることによって、また学校の先生にも負担が増え、また親の勤務時間内に子どもからのメールをいちいち確認をするということは業務にも支障がありますし、そのシステムが果たして現実的なのかどうかということを疑問に思いました。

御子柴子ども教育部長 「今年は、第2次の実証実験でしょう。」と、昨日信大の不破先生に言いました。それでいかなければ、たぶん完璧なシステムではないのではないかと思いますので、利用する側では色々な心配があるわけです。それは、開発した側は、とにかくやってみてくださいという話で、それはわかるけれども、ということになります。安心安全にどれくらい費用負担をかけてやるかは、これは各保護者が選択する話としてとらえており、教育長さんが言ったようにある程度、本当に効果があるとされれば、それはまた公費でどれくらい負担するかということになります。当面は親が中心にもの考える。全部学校にお預けしたのでは、今、全てが学校の責任みたいな風潮があるのは、これは止めなければいけない部分もあるので、そんなに今のところ加入者を途中から増やしてどんどん入って下さいということではなく、やってみて運用してみてそれをまた直していくということで、昨日確認をしたつもりでいます。

藤村教育長 西小学校の実験があまり生きていないですね。

加藤教育総務課長 実証実験は生きていないというよりも、新聞で大々的な報道をしたために不審者が避けて通ったのかわからないですが、訴えが1件もなかったというのが実態です。それが結果的には良かったのですが、ある面では運用をきちんとして評判を悪くしないようにやるのも大事なことです。それをマスコミ発信することによって、塩尻に近づくとえらいことになってしまう、すぐピーと鳴ってしまうと、すぐ来られてしまうという部分も一つの中では防犯効果としては期待できる。しかし実証実験で具体的成果として、形が出てこないものですから難しい判断のところが出てくるわけです。

丸山職務代理 子どもの帰りの行動が確認できる。後からでも、検証したい人には良いでしょうけれど。子どもの行動の管理をする、それが正しいのかはわからないけれど。

加藤教育総務課長 あまり干渉しては、道草も出来なくなってしまうこともありますね。

藤村教育長 今まで実際に登下校中に起こっているのは、不審者といっても直接の被害というのではなく、露出したり少し声をかけられたりその程度のことがほとんどなので、それまですべて子機のピンを引っぱったりするとこれまた学校としても煩雑になる。その辺は実証実験ということなので、実験の結果ということになるかと思えますけれども、西小学校の実証実験でも1年かかり、1件も何もなかったというそういう現実の中では、実際にあれだけの莫大な費用をかけてやっているということなので、もう少しほかのメリットが出てこないとなかなかこれは難しいと思います。

加藤教育総務課長 昨日初めて聞いた話だとそれ以外の機能として、例えば子どもがどういう形でどういう道を通ってきたか、ネットをはったところはそれを検証できる。危ないところに行った時にも鳴るようにするとか、いろいろ今考えているそうです。だからそういうものを完璧にここまで利用できますというものを、来週の7日までに出すということで、本当にそのすれすれのタイミングでこちらにバトンタッチされる予定で、心配し出せばきりがいい状況であります。

今までの役所の発想からすれば、そういう話を本当に受けられるのかと、うちの部でも心配はしているのですが、そうは言ってもここまで進んでいる話であり失敗させるわけにはいかないということで対応していきます。

百瀬委員長 ありがとうございます。ほかは、よろしいですか。

岡本委員 13ページに中野長勲委員の小学校のプールの建設事業についての質問がありましたけれども、小学校のプールは昭和30年くらいに建ち、それが老朽化したものを1年ごとにかけて一つずつ直していったということですが、中学校のプールについての回答のところを見ますと、夏休み中ほとんど使われていない現状があり高い金額をかけて整備する必要があるかどうか疑問の声もあるということが書いてあるので、少し驚いています。今中学校の授業の中でプールを使う回数がどうなっているか、中学校でプールを新設しないということが、周辺の自治体でもそういう雰囲気があるのでしょうか。その辺を少し詳しく説明していただけませんか。

百瀬委員長 事務局からお願いします。

加藤教育総務課長 どのくらい中学校の中でプールを使っているか数値は持っていませんけれども、どちらにしましても今中学校については小学校に比べて利用頻度は低いであろうと、そういう話の中で現実に中学校でも全部ではないですが、改築が必要な学校もあるのですが、実

際の財政事情とのからみの中で代替の方法はないのかと、そういうことを考えながら今検討していかなければいけないという話して、これは先ほどお話ししようと思ったのですが、やるとすれば小学校は洗馬小学校で来年一応整備は終わるものですから、この次に中学校はどうしていくかという話しは、今年の秋くらいには教育委員会にも相談し、将来的には市長部局と話しをして、残りの3校でしたか必要なのは、それをどうするかは決めなくてはいけないという意味でございます。整備されているところもありますので、そのこところのバランスもあります。

百瀬委員長 3校が一応手を入れなければいけないということだったでしょうか。

加藤教育総務課長 そうですね、確か。

藤村教育長 少し付け加えますと、中学校は学校によって水泳が何時間としっかり決まっていないうのですが、最大で8時間くらいです。少し前までは部活で水泳部があったり、あるいは夏休みもやったり、かなり利用はしてきたのですが、今はもう授業に使うだけということで、とにかく貯水池になるというのがほとんどの役割になってきてしまっているものですから、少し学校長ともそのことについて正式な場ではないけれども話をした中では、必要はないのではないかとというような考え方を持っています。学校に必要なのではないかと。市営プールがありますし、小学校のプールが使えるかどうかわかりませんが、学区のなかの小学校のプールを使わせてもらうというようなことも可能だと思いますし、そういうことで水泳の授業は成立するのではないかとということになれば、なくても良いという考え方は持っているようです。

岡本委員 私の個人的な意見ですが、私も小中学校はプールがなく、隣の小学校に借りに行き、夏休みには遠くのスイミングスクールへ通って、高校に入って初めてプールのある学校に入った時にとても嬉しくて、自分の学校のプールで泳げることはとても良いことだと思いました。言いたいことは最近の風潮をみていると、小さい時からスイミングスクールとか、小学校から体を動かすことをすごく親が奨励して一つのスキルとして身につけさせることがあります。中学校へ行くと体育系の部活をやる子は、毎日しかも1年中やるのですが、部活に入らない子は運動量が減ってしまうのではないかと、一般の子どもたちが体を動かす機会を奪ってはいけないのではないかとと思うのです。

近くの小学校のプールを借りるにしても、今話しを聞くと1シーズンに8時間、その8時間をいちいち歩いて近くの小学校にまで行ってプールに入る、そうなれば今の8時間ですらもっと減ってしまうのではないのでしょうか。

やはり日本というのは四季に恵まれた国なので、夏になれば水泳、冬になれば冬のスポーツをするという、日本人が今まで培ってきた習慣というものは、後退させてはいけないのではないかと思います。授業で使う時間が少ないということなのですが、そこはもう少し使い勝手を工夫してもっとプラスの方へ、信州の短い夏の間子どもたちがもっと泳ぐ機会をつくるとか、考慮していくべきではないかと思うのですが。

藤村教育長 時間的な面は、例えば市営プールを使うのであればバスを使って移動して時間を生み出していくとか、いろいろ運用の仕方はあると思うのですが、このことについてはまだまだこれから検討しなければいけない面がありますので、今のような御意見も当然あるわけですし、これからの課題かと思っております。

百瀬委員長 よろしいですか。ほかにございますか。議会関係よろしいですか。なければ以上で、報告第4号については終わりにいたします。もう少し報告事項をやってから休憩を取りたいと思います。

報告第5号 平成20年度学校給食費改定について

百瀬委員長 報告第5号、平成20年度学校給食費改定について、事務局から説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長 27ページでございます。栄養士会また学校給食運営委員会の中で、昨年末からいろいろ諸物価の値上がりについて、給食の姿を検討しているところでございます。

現在、本市においては自校給食による給食を実施しまして、燃料の高騰はじめとしてそれぞれのさまざまな食品が顕著に値上がって、目に見えた形となって上がってきています。

また、1月、2月と海外での中国製ギョウザの事件、また国内の食品偽装の事件と、食に対する安全の意識が大変高まってきています。こういう中で、現在総体的には値段が上がりきっておりまして、下の表で御覧にいただいてもおわかりになりますように、目に見えてそれぞれ大変上がってきております。

表の下から4つ目に厚削りというのがございますけれども、花かつおの下でございます。1キロ2,900円で3,990円になっておりますけれども、申し訳ございません、3,100円の訂正でございます。2,900円が3,100円で1.07の上がり率になりますので、申し訳ございませんが訂正お願いしたいと思います。

こんな状況の値上がり率でございまして、小麦から始まってありとあらゆる物が上がってきているという状況です。ページをおめくりいただきますと、給食費平成11年度からずっと据え置きという状況でございまして、小中学校の給食の値段は、ある部分ではおかずの量が減ってきているというような状況で値上げをカバーをしてきたというような状況でございます。新年度におきましては21.8円小学校において、中学校においては22.55円上げていきたいということでございます。29ページの給食費の改定については、端数は取りあえず切り捨てて、平成20年度は小学校では280円、中学校では320円ということで1食当たりの値段をもっていきたいということでございます。

今後いつまで値上がりが続くのか不透明でございますけれども、今後の対応の中でも記載させていただいてございますけれども、この価格改定をできるだけ長く先まで持っていくという部分で、先ほど来のお話がありました地産地消であるとか、流通経路を省いて直接農家からとる方法や、コストを下げるため仕入れのルートを変えるとか、そういう努力をしながらできる限り金額の据え置きを長くしていきたい。ただし、バターですとか原材料が大変上がってくるということになれば、カバー仕切れない面もございまして、なんとか代替食材の検討も含め今後できる限りがんばっていきたいという部分でございます。

値上げの時期については、4月からそれぞれ予定していきたいという部分でございまして、この資料につきましては、3月17日の早朝7時15分から臨時校長会を開催して、それぞれの校長さんの方の御意見をお聞きしながら、卒業式または新年度に向けたPTA総会の折りに御説明をしております。学校給食は教育委員会が完全に決定するべきものではありませんので、各学校ということでございます。しかしそれぞれバラバラではいけないということで、統一的な部分で今回この資料を作らせていただきました。最後の3ページには保護者様ということで、校長会と学校給食運営委員会それぞれ協議いただいたところで、校長会と学校給食運営委員会、学校長名3者で資料を配付し、広報しながら御理解をいただき、値上げに向けていくという状況で取り組んでいるところでございますので御報告を申し上げます。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございますか。よろしいですか。

村田委員 以前もどの段階で保護者に説明をするかという話があったと思いますが、今の課長の説明ですと、新年度の総会があった時に学校側から説明があるということですね。多分保護者からみれば、そこで意見は言えなくて、そうですかといえ言えないのではないですか。

加藤教育総務課長 在校生についてはPTAの総会が終わってしまったところなど、周知にばらつきがございます。この中で旧年度のうちに全体の中で説明をさせていただく、または学校給食だよりというものを毎回栄養士さんが作ってございます。その中で値上げ幅は今まで明確に打ち出せてございませぬけれども、来年度については大変やり繰りが厳しいと、そういうメッセージを今までずっと送らせていただいていたところなんです。今度は具体的にこんな状況でございまして4月から上げざるを得ないというような資料で今渡したというのが実情でございませぬ。

村田委員 では、紙ベースでも具体的な値上げという話は、すでに保護者に伝わっているということですか。

加藤教育総務課長 そうです。各栄養士を通じて、毎月給食メニュー表が各家庭に配られ、12月ころからその中で栄養士の方で今こういう努力はしているけれども、諸材料費の値上がりの中で大変やり繰りが厳しいと、その中で今後の値上げを、来年度以降検討しなければならないというメッセージは在校生にはそれぞれ送らせていただいております。

百瀬委員長 この資料の保護者様というのは、3月のうちに配る予定ですか。

加藤教育総務課長 そうです、3月の卒業式ですとか、それ以降17日以降にお使いいただくということなんです。

百瀬委員長 新入生については。

加藤教育総務課長 新入生については入学式の時に御説明をいたします。

村田委員 保育園はどうしていますか。

加藤教育総務課長 保育園は、保育園を通して入学生という部分も検討したのですが、それはできておりませぬ。

村田委員 結局保護者からすれば、ノーと言えないわけですよ。その場で上げますよ、はいそうですね。ということになってしまいますね。

藤村教育長 ただ、これは贅沢をしようということではなく、ぎりぎりの線だということなので御理解をいただくということなんです。

村田委員 保護者にいかに説明ができるかということなんです。

藤村教育長 そうですね、そういうことなんです。

御子柴こども教育部長 実際は28ページのところの平成11年と平成18年を比べてもらえば、今まで主食が若干上がったものをおかずの節減等でまかなってまいりました。今回は、そのおかしに関わる部分がかかり上がってきってしまったので、どうしようもない状況だということなんです。要は、上げる時期を、それは4月が一番年度が替わるところなので良いが、途中からでもできないかという話もありました。ただ、今加藤課長が言ったように、米が10パーセント上がって3割、実際は去年の秋以降から言えば4割くらい上がっているということもあるので、これは4月にスタートしたい。ただそれを決めるについては、たまたま塩尻市は一律でやっているけれども、基本的にはそこに書いてありますように、学校給食運営委員会とPTAが協議してそこで決めていくことなので、それは足並みを揃えたいということで、校長会で決まっ

こういう形になっています。

村田委員 はい。

百瀬委員長 よろしいですか。では、次へ進めます。

報告第6号 4月1日付け人事異動内示について

百瀬委員長 報告第6号、4月1日付け人事異動内示について、事務局からお願いいたします。

加藤教育総務課長 人事異動の部分報告6号でございます。現在内示関係でこれだけでございませぬけれども、これにつきましてはそれぞれこのような形での今人事異動内示が出ているという部分で、ここでこれはどういう人事だと言われてもお伝えできる状況ではございませんので御覧いただきたいと思ひます。転出の関係で、短歌館の館長さんであられた小沢 潔さんが、今度建設事業部の建設課長として転出になるという部分がございませぬ。また係長の異動、昇格係長等おりますけれども、次回新年度の時に御紹介をさせていただくということをお願いしたいと思ひます。

百瀬委員長 ありがとうございます。よろしいですか、次へ進みます。

報告第7号 校長教頭の人事異動について

百瀬委員長 報告第7号、校長教頭の人事異動について、これは、先ほど教育長からお話がありました、補足等、ございませぬか。

藤村教育長 この表のとおりでございます。

百瀬委員長 よろしいですか。ありがとうございます。

報告第8号 高校入学試験結果について

百瀬委員長 報告第8号高校入学試験結果について、これは追加資料がございませぬか。お願いいたします。

加藤教育総務課長 この数値につきましては公立学校全日制前期の結果また後期の結果のみで記載させていただいてございませぬ。受験者に対して何人が不合格になったという部分でございませぬ。二次募集とかそういうところでの数値は換算してございませぬ。今後、年が明けた、次年度の教育委員会へ正式な数値をお示しさせていただくということでございます。よろしく御覧いただきたいと思ひます。以上です。

百瀬委員長 質疑等ございませぬか。よろしいですか。それでは、以上で教育長報告を終わります。10分休憩をしたいと思ひます。午後3時5分に再開したいと思ひます。よろしくお願ひします。

< 休 憩 >

百瀬委員長 それでは休憩をといて再開いたします。教育総務課長から発言を求められていますのでよろしくをお願いします。

加藤教育総務課長 先ほど見守りシステムの中で、学校へはどうかという部分において現在学校への配信はされておられません。保護者が必要に応じて学校へ連絡をする。それと同時にアドレス関係は保護者の責任で、個別対応ということで祖父祖母という部分で、自分で入力する形にしておりますので、説明会の中でも学校でなぜ家の子どもの居所を管理しなければならないかということも逆に出たこともございまして、保護者の責任で登録をしているという状況でございますのでよろしくをお願いします。

百瀬委員長 はい、ありがとうございました。

4 議 事

議事第1号 塩尻市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

議事第2号 塩尻市教育委員会等の公印規則の一部を改正する規則

議事第3号 塩尻市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

議事第4号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

議事第5号 塩尻市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

議事第6号 塩尻市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

議事第7号 塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議事第8号 塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則

議事第9号 塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

百瀬委員長 それでは次第4番、議事に入ります。この大部分が2月の定例会のときに説明を受けておりますので、一括して議題としたいと思います。

議事第1号塩尻市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則、議事第2号塩尻市教育委員会等の公印規則の一部を改正する規則、議事第3号塩尻市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、議事第4号塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則、議事第5号塩尻市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則、議事第6号塩尻市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則、議事第7号塩尻市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則、議事第8号塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則、及び議事第9号塩尻市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令、以上を一括して議題といたします。事務局の説明は、前回すでに受けておりますので省略をいたしまして、この際質疑等がございましたら、どちらからでも結構ですのでお願いいたします。

村田委員 議事第5号の教育長のというところですが、少し十分に理解していないところがあるので、具体的にどこが今回変わったということなのでしょうか。改正理由と概要については書いてありますが。

百瀬委員長 事務局から説明をお願いいたします。このページでいくと何ページになるのでしょうか。議案書で35ページ、2月の定例教育委員会の際の資料があったと思います。これは口頭ですと少し難しいと思いますが。

藤村教育長 資料は前回、みなさんに渡っているはずですよ。

加藤教育総務課長 前回の資料が今、手元にありませんのですぐには説明できませんが、後ほどで。

村田委員 では結構です。自分の手持ちの資料で確認します。

加藤教育総務課長 よろしいですか、申し訳ございません。

百瀬委員長 そういうことでよろしいですか。ほかに。

岡本委員 38ページの図書館の管理規則の一部を改正する規則について、新たに複写の取り扱いと必要な事項を定めるものということですが、複写の取り扱い等について特になぜこういう条文を設ける必要が起ってきたのかについてお聞きしたいと思います。

百瀬委員長 事務局、説明をお願いいたします。

内野図書館長 ただいまの御質問ですけれども、現行の規則の中では複写についての詳細な明記がございません。詳細な明記がなくなおかつ様式の定めもございません。様式がないのに実は様式がつくってあるという、要するに様式第何号とはうたっておりませんが申請の用紙がある。要は結局きちんと議論された結果生まれたものではなかったもので、あくまでもその辺を整理するという形の改正でございます。

岡本委員 字句の問題なのですが、第23条で資料の複写を希望する者は資料複写申出書となっておりますが、これは申請書に変えることになりますか。

百瀬委員長 様式が変わっているのですね、この前いただいた資料とは。

内野図書館長 総務部の法令担当の方と、実は今も若干字句の修正しているところがありまして、最終的には統一になります。最終的にはと申しますのは、今日も実は総務の方からあったのですが、本質的な本幹には触れないのですが、法令的な字句の修正はまだ少ししているところがありまして、当然御指摘のようにこれは一緒にならないといけない書面でございますので、今調整中でございます。多分様式の方は申請になると思います。

百瀬委員長 申出ではなく申請になるだろうということですね。

内野図書館長 はい、失礼しました。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 はい。それから次のページの第24条ですが、複写は資料の一部分とし、1箇所について1回に限り行うものとするとして書いてありますが、具体的な意味と申しますか、どうしてこのような条文が必要なのかを説明して下さい。

百瀬委員長 事務局、お願いします。

内野図書館長 図書館における複写につきましては、著作権法という法律がございます。この著作権法におきまして、複写の権限を図書館に一応任せるという形になっております。

実は複写というのは公共施設のあらゆる場所でできるものではございません。ごくごく限られた施設のみに許されているものでございまして、著作権法において資料の一部分それから資料についてはあくまで1回、これは法律で決まっております。法律で決まっておりますのですが、一応その内容について著作権法上の定めに基づいてという表現でも勿論全部済んでしまうのですけれども、規則の中で少し簡略に言葉をやわらかくして書いているということですので、塩尻が独自のバージョンという表現ではございません。あくまで全国統一の表現をここに置き加えたということでございます。

岡本委員 はい、わかりました。

百瀬委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

岡本委員 よろしいですか、もう少し図書館の規則について、40ページに寄託申込書があります。この寄託申込書は、資料の寄託をしたい方が図書館長宛に住所、氏名、電話番号を書いて

出すものですね。その下のところ表の下に2行追加がありますが、この「教育委員会はその責めを負いません」というのを申込書に書くということについて、私は違和感があるのですが、寄託申込書を出して、その申込に対して館長が承認をし、承認書にこういった文面があれば、「教育委員会はその責めを負いません」というメッセージが寄託した人の手元に残るわけですね。その方がいいのではないかと私は考えたのですが。

百瀬委員長 事務局、説明をお願いします。

内野図書館長 ただいま御指摘の内容でございますけれども、ページを前にめくっていただきまして、39ページ本規則の第20条の第3項におきまして、寄託された資料はやむを得ない場合資料云々ということで、委員会はその責を負わないということで明文化してございます。通常の様式をもって、例えばこの様式にお書き下さいというときに、規則を明示してこういう規則になっておりますので御承知おき下さいという説明でも勿論可でございますが、一応これはそのままの本文をほぼ近い文章で書くことによりまして、例えば途中で無くなってしまっても、この責任をこちらが全部負担するわけではございませんので、ということをお口頭で示しなかつ文言でも読んでいただいた上で、それは確認をしていただくという意味で書いてございます。確かに表現方法はいろいろあると思いますが、今回例えば複写の申請でも同じですが、あくまで複写の申請をする際に、資料の複写の請求をした際に、法的に触れるような行為は行いませんということを、ここでも申請者に対して注意を喚起しております。そういう意味では様式的にはよくある表現の一つであります。勿論なくとも私は構わないとは思いますが、規則上の規則とみせてこれでこうなっておりますということがありますけれども、一応市の法令審査でも議論していただいた上で、この形になったと思っておりますので、私個人の考えというよりも市の専任のスタッフがある程度精査をした形での表現ということで御理解いただければと思います。

百瀬委員長 よろしいですか。ほかにないようでしたら以上で質疑を打ち切りまして、議事第1号から議事第9号まで一括して採決ということになりますが、よろしいですか。

(委員から、「異議なし」の声あり。)

百瀬委員長 反対意見がございませんので、一括して承認といたします。ありがとうございます。

議事第10号 塩尻市教育相談員設置要綱の一部改正

その他第1号 塩尻市家庭児童相談室運営要綱の一部改正

百瀬委員長 議事第10号を議題といたします。これは前回2月の定例会の時には、説明がありませんでしたので、改めてこれだけ議題といたします。議事第10号塩尻市教育相談員設置要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いします。その他第1号とも関連がありますか。ではその他の第1号とも関連させて説明をいただきます。お願いいたします。

樋口こども教育部次長 44ページと45ページを御覧いただきたいと思っております。44ページ塩尻市教育相談員設置要綱の一部改正、45ページは塩尻市家庭児童相談室運営要綱の一部改正でございます。改正理由につきましては、市の教育センター及び家庭児童相談室の相談業務の分担の見直しに伴い、必要な改正をするものです。家庭教育室ができて、児童福祉法に定められている家庭児童相談室が家庭教育室の中に設置されておりまして、市教育センターと連携しながらいろいろな事業を実施してきました。

平成20年度から業務の見直しを行い、教育センターの相談員を5人から6人に、家庭教育

室の家庭児童相談員を3人から2人にするものでございます。特にどのようなことかと言いますと、特別支援教育に関する教職員研修を充実したいということで、小学校1校に特別支援講師が配置されるわけですが、その皆さんの研修充実と全教職員に特別支援教育の研修をして、特別支援教育を更に進めていきたいというものでございます。

もう一点につきましては、元気っ子応援事業を始めたお子さんたちが平成20年度から1年生になりますので、応援児童の追跡調査や、先生方への助言、特別支援教育推進に向けた諸施策の調査、研究、提言ということ、教職員の研修充実と指導助言の充実ということで、教育センターの相談員を5人から6人に増員し、併せて家庭児童相談室は業務を精査しまして3人から2人にするものです。よろしくお願いたします。

百瀬委員長 ありがとうございます。この家庭児童相談室の要綱は、市長部局の市の告示ですので、その他案件ということになりますね。質疑等ございましたらお願いします。

丸山職務代理 今のお話で内容はわかりましたが、例えばセンターの中にいる教育相談さんの職責と家庭児童相談室の相談さんの職責と明確には業務内容が全く違うということでしょうか。今まで学校でいじめ等の問題があったときに、学校で対応ができないときに家庭児童相談員の先生方に出ていってもらって解決したということがありましたけれども、ニーズは連動するのでしょうか。つまり教育相談員を5人から6人へ増員したので家庭児童相談員は3人から2人に減らして、総数はあわせなければいけないものなのかということです。必要であれば増やしてもそこに人を配置しなければいけないと思いますので、どういうことなのかと

百瀬委員長 事務局、答えていただけますか。

樋口こども教育部次長 業務内容については、それぞれの設置要綱にございます。

百瀬委員長 要綱を本日いただきました。追加の資料として、表裏になっています。そこに相談員の任務というのがありますが、その辺を少し説明をお願いします。

樋口こども教育部次長 では塩尻市教育相談員設置要綱の方をまず見ていただきたいと思いますが、任務につきましては、児童及び生徒に関する相談に応じ、必要な指導援助を行うほか、教職員に対する研修等を行うものとする。ということで第5条に相談員の数がございますので、これが5人から6人に変更になったということです。相談員の児童生徒に関する相談に応じということで、こちらに関しましては、いじめ、不登校、非行等の相談にのっていただいておりますけれども、その中で児童相談所また警察等との関連が深くなる事例、保護者対応が必要になる事例につきましては家庭児童相談員が対応しています。教育センターの先生方は主に教職員の先生に対して、児童生徒に関して教職員がどのように対応していけば良いかという点について指導、援助をしております。

裏が家庭児童相談室運営要綱でございますけれども、こちらは職務につきましては第4条にありますように、家庭における児童の養育及び人間関係並びに母子家庭の福祉に関する事項につきまして、調査、相談及び援助をおこなうということで、児童福祉法、児童虐待防止法に基づきました相談について主に対応しております。第2条に相談員の数がございまして、こちらが3人でしたけれども2人に変更するものでございます。

いずれの業務も市教育センター、家庭教育室、教育総務課が連携しながらすすめておりますのでよろしくお願したいと思っております。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山職務代理 ということは、家庭児童相談員さんが3人から2人になっても、今までの業務に支障がないと思えるということで解釈してよろしいでしょうか。5人から6人に増やすということは、教職員研修が必要だということで理解いたしました。こちらが減ることについて支障がないということで理解してもよろしいでしょうか。

樋口こども教育部次長 今まで元気っ子応援事業を家庭教育室で一手にやってきておりますけれども、先ほど御説明させていただいたように、1年生に上がるということで、そのお子さんたちが今後どのような動きを示していき、不適應が出たときに教職員の助言指導、また保護者と連携をとりながら、という面で、そちらを教育センターが主になっていただくことになりまして、家庭教育室の家庭児童相談員は2人で対応できると考えております。

百瀬委員長 よろしいですか。私から少しいいのですか。相談員の待遇は、教育相談員と家庭相談室の相談員とは報酬は同じですか、違いますか。

樋口こども教育部次長 同じでございますが、家庭児童相談員の先生につきましては、週3日勤務の先生もいますのでそこで変わってきます。基本的な報酬につきましては全く変わりありません。

百瀬委員長 はいわかりました。ほかに何かございますか。

内野図書館長 先ほどの答弁につきまして、一部修正と一部追加ということでお許しをいただきたいと思えます。

百瀬委員長 先ほどの図書館の関係ですね。少し待ってください、今こちらの案件が済んでからということをお願いします。

丸山職務代理 今の改正については理解いたしました。一点お願いですが、実は保育園の先生方からの要望ですが、元気っ子応援事業について、元気っ子相談を受けた子どもたちが、今年始めて1年生に上がるということで、実際に引継ぎを年度末に保育園と小学校でやったそうですが、現1年生の担任の先生との引継ぎをやったと伺いました。ということは新しい1年生の担任の先生とのきちんとした引継ぎが確実にされるかの確認がとれないのではないかと心配しているとのことでした。回答で嬉しかったのは、教職員研修をきちんとやるということ。そのためにセンターの先生の数を増やすということですから、受け皿が少しはできたと思えます。元気っ子相談が始まり保育園では、年中のひばりさんの担任の先生選びに非常に苦労するようになったそうです。今までは年少さんと年長さんを中心に先生を選べば良かったのですが、今は年中さんの先生をどうするかということで、まず園長先生として頭が痛いという話しになりました。保育園としてそこまでしてやっているの、是非その成果を上げていただきたいと思えます。ですから必ず引継ぎをきちんとされて、的確な指導が実行されるようにしていただけたらありがたいと思えます。以上です。

百瀬委員長 よろしいですか、少し私から一言。私自身もよくわからないでいたのですが、この家庭児童相談室というのは、福祉事務所に今でも形としてはあるわけですね。

樋口こども教育部次長 設置しなければいけないということになっております。

百瀬委員長 それで、あるわけですね。

樋口こども教育部次長 家庭教育室内にあります。

百瀬委員長 家庭教育室にあって、家庭教育室のこの相談員の身分というか形はどのようになっているわけですか。相談員は市長の辞令ですか。

樋口こども教育部次長 はい、そうです。

百瀬委員長 家庭児童相談室というのは、組織としては室だけれども室長はないのですか。

樋口こども教育部次長 室長は私が兼務です。

百瀬委員長 家庭教育室長と兼務になっているのですか。

樋口こども教育部次長 私は福祉事務所の辞令もいただいておりますので。

百瀬委員長 両方の辞令をもらっているんですね。

樋口こども教育部次長 はい。

百瀬委員長 そうですか、わかりました。そうすると相談員はあくまでも福祉事務所の相談員ということですね。

樋口こども教育部次長 はい、市の組織上と言いますか、児童福祉法からいくとそうなります。

百瀬委員長 それが教育委員会からは辞令をいただいでいなくて、教育委員会管轄の仕事も実際はしているわけですね。その辺は、どうですか。

樋口こども教育部次長 教育委員会の仕事ということではございません。第4条にありますように家庭における児童の養育ということ全般ですので、全ての児童青少年に関わる相談援助を行うのが、家庭児童相談室の決まりでございますので、その保育園にその子がいたとしましても、小学校中学校高校にいたとしましても、全て問題といたしますか心配なお子さんは、家庭児童相談室で相談に応じていくということになっております。

百瀬委員長 はい、わかりました。

藤村教育長 ただ実際にあそこに席を置いているということなので、本当は教育委員会の兼務辞令を出しても良いのかもかもしれませんが。

百瀬委員長 私もその辺はよくわかりませんが、あまり仕事をさせすぎではいけないといいますが、何と言いますかその辺が大事なところだと思うので、御本人はどのように捉えていらっしゃるかですが、少し気を使わないといけないという気もしたものですから、また研究していただきたいと思います。ほかによろしいですか。それでは議事第10号の教育相談員設置要綱の一部改正について、反対の意見はございませんので、これで御認めいただくということによろしいでしょうか。

(委員から、「異議なし」の声あり。)

百瀬委員長 それでは、承認といたします。ありがとうございました。

議事第11号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

<非公開>

5 その他

その他第2号 平成20年度教育委員会関係行事等予定(案)について

百瀬委員長 次第5番その他に移りますが、その他第1号は先ほど議事第10号とあわせて御説明いただきましたので、次のその他第2号に入ります。平成20年度教育委員会関係行事等予定(案)について、事務局から説明をお願いします。

青木教育企画係長 それでは資料46ページからになります。前回、2月定例教育委員会の中でお示ししてありますが、その後議会日程等が入ってまいりましたので、年間計画で変更になっ

ている部分があります。御確認いただきたいと思います。まず、46ページの定例教育委員会の関係ですが、4月の定例教育委員会が24日に変更になっておりますので、御確認いただきたいと思います。4月4日は小中学校の入学式の後、臨時会ということで予定してありますが、特に議案等ございません。今回の中で人事異動の内示関係は御報告いたしましたので、新入職員の紹介等という形で、協議会とさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

百瀬委員長 時間は午後3時半のこのとおりですね、協議会は、ありがとうございました。年間の予定でございますが、何か質疑等ございましたら。特に定例会、臨時会等の日程はよろしいですか。ないようでしたら、その他第2号については、これで終わります。

そのほかに特に何か追加でございましたら、お願いいたします。先ほどの図書館の関係、どうぞ。

内野図書館長 先ほど岡本委員さんから御質問いただきました内容で、6番の図書館管理規則の一部を改正する規則の改正案ですが、様式につきましては申請書という表現を使うというようにお答え申し上げましたが、申出書という形で統一を図る予定でございます。

もう一点ですが、38ページを開いていただきたいのですが、第5条のところ塩尻市立図書館の開館時間が(1)(2)(3)と書いてございますけれども、こちらの週の表現の仕方が日曜日から始まるということなので、ここでは(3)日曜日になっていますが(3)の日曜日が(1)になり、お手元の資料でいう(1)の火曜日から金曜日が(2)になり、そして最後が土曜日になります。内容的には勿論変わってございませんが、法令的な表現に準拠するという形で総務から連絡がありましたので御報告させていただきます。

百瀬委員長 ありがとうございました。よろしいですか。ほかに委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。なければ以上で本日のすべての議題を終了いたしました。以上をもちまして3月の定例教育委員会を終了いたします。どうもお疲れでございました。

午後3時40分に閉会する。

以上

平成20年 4月24日

署 名

委 員 長 百 瀬 哲 夫

同職務代理者 丸 山 典 子

委 員 岡 本 た ま

委 員 村 田 茂 之

教 育 長 藤 村 徹

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教 育 企 画 係 長 青 木 実
